

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道運賃の
上限変更認可申請に関する審議（８回目）

１．日 時

令和７年３月１８日（火） １０：３０～１２：００

２．場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

３．出席者

＜委 員＞

堀川義弘（会長）、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

＜国土交通省＞

事案処理職員：運輸審議会審議室 波々伯部、高崎、藤澤、増田、廣井、藤間

４．議事概要

事案処理職員から令和７年３月１３日（木）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、委員相互間で討議を行った結果、答申書案に必要な修正を加えることとなった。

また、本事案に係る公聴会の開催後に、再度、東北新幹線における列車分離が起こったことを踏まえ、所管局に対し、当該事案に係る報告を求めることとした。

（注）事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第７条の２の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。